

平成 28 年度（第 14 回）  
関西ミッドアマチュアゴルフ選手権 決勝競技

期 日 平成 28 年 10 月 19 日～21 日  
場 所 北六甲カントリー倶楽部・東コース

一般社団法人 関西ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。  
ただし、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他の区域に止まった球はアウトオブバウンズの球とみなす。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を定める。線と杭が併用されている場合は線がその限界を定める。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. 第 3 番、4 番、5 番ホールにおいて、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない（ゴルフ規則 20-5）。この場合は別の球に取り替えることができる。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
7. 防球ネットからの救済を受ける場合は、その障害物の上を越えたり、中や下を通すことなく、ニヤレストポイントを決定しなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
8. パッティンググリーンの前後のペイントマークと、スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域にあるヤードージマーキングポイントは修理地とみなす。そのペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合（スタンスの障害は除く）、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。このローカルルールの違反の罰は 2 打。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定  
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格  
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (B)1b』を適用する。（ゴルフ規則 177 頁参照）
4. 使用クラブの規格  
(a) 『適合ドライバークラウドリストの条件・ゴルフ規則付 I (B)1a』を適用する。  
（ゴルフ規則 176 頁参照）  
(b) 『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』（裁定 4-1/1）を適用する。（付属規則 II-5c 注 2 ゴルフ規則 201 頁参照、2016-2017 ゴルフ規則 裁定集 79 頁 4-1/1 参照）
5. ゴルフシューズ  
正規のラウンド中、競技者が金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。
6. 競技終了時点  
本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
7. ホールとホールの間での練習禁止  
『ゴルフ規則付 I (B)5b』を適用する。（ゴルフ規則 181 頁参照）
8. プレーのペースについて（ゴルフ規則 6-7 注 2）  
各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。  
※アウトオブポジションに該当しなくとも遅れが生じていると委員会が判断した組に対してはペースの回復を求めることがある。

※特定の選手のペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくとも、その選手に通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある。

(1) アウトオブポジションの定義

次の両方に当てはまったとき、その組はアウトオブポジションとなる。

(a) あるホールプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、「タイムパー」に記載された時間をオーバーした場合。

(b) 第2組以降の組では、前の組との間隔が1ホール以上（パー4のホールを基準）空いた場合。

(2) アウトオブポジションとなった場合の措置

あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、競技委員はホールとホールの間でその組全員に、アウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各プレーヤーのすべてのストロークに要する時間を計測することを通知する。委員会がその組の各競技者のストロークに要する時間を計測し(3)の許容時間を超えた場合、プレーヤーに(4)の罰則が適用される。

例外：特別な事情(ルーリングや紛失球等)があったと委員会が判断した場合、委員会はその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のストロークに要する時間は計測しない。

(3) ストロークに要する許容時間

原則：40秒。

例外：パー3ホールにおいて最初にプレーする者、パー4とパー5のホールにおいて第2打地点から最初にプレーする者、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーする者のショットの許容時間は50秒とする。

注：ストロークに要する許容時間の計測はその競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。

(4) 罰 則

バッドタイム1回目－警告、バッドタイム2回目－1打の罰、バッドタイム3回目－更に2打の罰、バッドタイム4回目－競技失格

注：アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のバッドタイムの回数は持ち越す。

9. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であった時は、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格となる。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：本部より競技委員を通じて通報する。

陰悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：サイレンを止め通報する。

10. 移 動

競技者は正規のラウンド中、委員会が別途認めた場合を除きいかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、キャディーが乗用カートに乗ることは認められる。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (B)8 移動』を適用する。(ゴルフ規則 183 頁参照)

11. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (B)2』を適用する。(ゴルフ規則 179 頁参照)

注 意 事 項

1. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱を限度とする。
2. 部外者のコース内立入りは禁止する。